

就職困難者に対する就労支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 大阪府（以下「府」という。）は、雇用・就労にあたり厳しい状況にある就職困難者の企業等への就労を促進するため、府内市町村が進める地域就労支援事業と連携し、就労支援事業に取り組む事業者に対し、予算の定めるところにより、就職困難者に対する就労支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 就職困難者 中高年齢者や高齢者、障がい者、ひとり親家庭の親など働く意欲がありながらさまざまな阻害要因により、雇用・就労が実現できない者をいう。
- (2) 共同企業体 知事に補助事業を共同連帯して実施する旨の届出を行った複数の事業者からなる団体をいう。

(補助事業等)

第3条 補助金の補助対象事業、補助対象事業期間、補助対象経費及び補助金額は、別表第1のとおりとする。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、別表第2の要件を全て満たす法人又は法人を核とした共同企業体のうち、別途定める審査基準に基づき、知事が適当と認める者とする。

2 前項に規定する共同企業体の構成員は全て、別表第2の要件の各号を満たすものとする。ただし、同表第2号から第6号については、当該共同企業体の代表構成員が満たしていれば、この限りでない。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第4条第1項の申請は、就職困難者に対する就労支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を、知事に提出することにより行わなければならない。

2 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 就職困難者に対する就労支援事業補助金補助事業計画書（様式第1号別紙1）
- (2) 収支予算書（様式第1号別紙2）

- (3) 要件確認申立書（様式第1号別紙3）
 - (4) 暴力団等審査情報（様式第1号別紙4）
 - (5) 補助金交付申請の日の直前の6月1日時点において、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年7月25日法律第123号）第43条第7項に規定する事業主にあつては、公共職業安定所長に提出した障害者雇用状況報告書（事業主全体及び府内事業所全て）の写し
 - (6) 商業・法人登記簿謄本
 - (7) 定款の写し
 - (8) その他知事が必要と認める書類
- 3 第1項の申請書の提出期限は、知事が別に定める。

（補助事業の内容の変更等の申請）

- 第6条 規則第6条第1項第1号又は第2号に規定する知事の承認を受けようとするときは、就職困難者に対する就労支援事業補助金補助事業変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。
- 2 規則第6条第1項第3号に規定する知事の承認を受けようとする者は就職困難者に対する就労支援事業補助金補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。
 - 3 規則第6条第1項第4号の規定に該当するときは、就職困難者に対する就労支援事業補助金補助事業遅延等報告書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

（経費配分の軽微な変更等）

- 第7条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助事業実施に要する経費の20%以内の金額の変更とする。
- 2 規則第6条第1項第2号に規定する軽微な変更は、補助事業の目的及び内容等のうち補助事業の基本的部分に係わらない変更とする。

（交付申請の取下げ）

- 第8条 補助金の交付を申請した者は、規則第7条の規定による通知を受け取った日から起算して10日以内に限り当該申請を取り下げることができる。
- 2 前項の規定による取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかつたものとみなす。

（状況報告）

- 第9条 規則第10条の規定による報告は、就職困難者に対する就労支援事業補助金補助事業実施状況報告書（様式第5号）により、毎月末までの事業実施状況を翌月10日までに知事に提出することにより行わなければならない。
- 2 前項のほか、知事は必要に応じて報告を求めることがある。

(実績報告)

第 10 条 規則第 12 条の規定による報告は、就職困難者に対する就労支援事業補助金補助事業実績報告書（様式第 6 号）、補助事業実績明細書（様式第 6 号別紙 1）、収支決算書（様式第 6 号別紙 2）を補助事業の完了した日の翌日から起算して 30 日以内に（同条後段に規定する場合にあっては、当該会計年度の翌年度の 4 月 30 日までに）知事に提出することにより行わなければならない。

(補助金の交付)

第 11 条 知事は、規則第 13 条の規定による補助金の額の確定後、当該補助金を交付する。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとする補助事業者は、規則第 13 条の規定による通知を受け取った日以後 10 日以内に就職困難者に対する就労支援事業補助金交付請求書（様式第 7 号）を知事に提出しなければならない。

3 補助事業者は、交付決定の後に規則第 2 条第 2 号イからハまでのいずれかに該当することとなった場合又は該当していたことが判明した場合には、該当事項届出書（様式第 8 号）を知事に提出しなければならない。

(補助金に係る経理)

第 12 条 補助事業者は、補助金に係る経理についてその収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する府の会計年度終了後 10 年間保存しておかななければならない。

(財産の管理及び処分の制限)

第 13 条 補助事業者は、補助事業により取得した財産について台帳を設け、その保管状況を明らかにしなければならない。

2 規則第 19 条ただし書きに規定する知事が定める期間を経過する以前に当該財産を処分しようとするときは、就職困難者に対する就労支援事業補助金取得財産処分承認申請書（様式第 9 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 規則第 19 条ただし書き並びに同条第 4 号及び第 5 号の規定により知事が定める財産の種類及び期間は、次のとおりとする。

財産の種類	期 間
取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の財産	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める期間

4 第 2 項の規定により知事の承認を受け、財産の処分を行うことにより収入があったときは、知事はその収入の全部又は一部を納付させることができる。

(報告及び調査)

第 14 条 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助金

の交付決定を受けた事業者に対して、報告をさせ、又は本府職員にその事務所、施設等に立ち入り、帳簿書類その他物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(守秘義務)

第 15 条 補助事業者は、補助事業の実施により知り得た情報をみだりに他人に漏らしてはならない。補助事業が完了した後においても、同様とする。

(その他必要な事項)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 10 月 7 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 1 月 13 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 2 月 10 日から施行する。

別表第 1

<p>補助対象事業</p>	<p>就職困難者に対する就労支援事業</p> <p>(1) 職場実習先の確保 (2) 求人企業等の開拓 (3) 就職実現に向けた研修及び職場実習 (4) 就職実現に向けたマッチング (5) 定着支援 (6) 調査研究事業（求人ニーズ調査、市町村地域就労支援事業と連携した求職情報収集等）</p>
<p>補助対象事業期間</p>	<p>補助金交付決定の日から当該年度の3月31日まで</p>
<p>補助対象経費</p>	<p>補助対象事業の実施に要する経費（次に掲げるものを除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体の管理・運営経費 ・補助事業期間外に行った事業や支払われた経費 ・国等の助成金を受けている経費 ・公租公課（消費税及び地方消費税を含む。） ・振り込み手数料、各種保険料
<p>補助金額</p>	<p>(1) 就職者数と職場定着者数の実績に応じて交付（予算の定めるところによる）</p> <p>① 就職者1名につき金90,000円 ② 就職後の定着支援（3か月間の定着）1名につき金135,000円</p> <p>(2) 調査研究事業の実施に対して交付（予算の定めるところにより定額）</p> <p>※補助金額は、(1)(2)の合計額と補助対象経費を比較して、低い額とする。</p>

別表第2

補助事業者
の要件

- (1) 補助金交付申請の日の直前の6月1日において、雇用障がい者数（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）の規定の例により算定したその雇用する法第2条第2号に規定する身体障害者、同条第4号に規定する知的障害者又は法第37条第2項に規定する精神障害者である法第43条第1項に規定する労働者（以下「労働者」という。）の数をいう。）が法定雇用障がい者数（法第43条第1項に規定する法定雇用障害者数をいう。）以上であること。
- (2) 府の区域内に事業所を有し、本事業に係る企画立案及び経理処理などの各種事務の処理能力、個人情報の管理体制など、事業実施に必要な能力や体制を有すること。
- (3) 事業を行うにつき、当該業務が法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受けている必要がある場合には、当該免許、許可又は認可を受けている者であること。
- (4) 就職困難者の現状に対する理解度が高く、これまで就職に際して困難な課題を抱える方の雇用・就労支援の実績があること。
- (5) 企業への雇用促進に向けたアプローチを円滑に行うため、企業を対象とした就職困難者等の雇用・就労の促進に関する研修会・講習会等の開催などの支援実績があり、就職困難者の雇用に関して企業と強力な連携関係があること。
- (6) 人員配置や管理運営体制、キャリアカウンセラー等の専門人材の配置など、事業実施体制を備えていること。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」という。）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、新法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (9) 府税に係る徴収金を完納していること。

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">(10) 消費税及び地方消費税を完納していること。(11) 規則第2条第2号イからハまでのいずれにも該当していないこと。(12) 労働保険、厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと。(13) 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。(14) 法その他労働関係法令を遵守していること。 |
|--|--|

様式第1号（第5条関係）

就職困難者に対する就労支援事業補助金交付申請書

年 月 日

大阪府知事 様

所在地
名称
代表者役職・氏名

年度において、就職困難者に対する就労支援事業補助金に係る事業を下記のとおり実施しますので、大阪府補助金交付規則第4条第1項及び就職困難者に対する就労支援事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により、補助金の交付を申請します。

記

1 補助事業の目的、内容、経費の配分及び経費の使用方法等

別紙 補助事業計画書のとおり

2 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

(1) 補助事業に要する経費	金	円
(2) 補助金交付申請額	金	円

3 補助事業の完了の予定期日

年 月 日

様式第1号別紙1（第5条関係）

就職困難者に対する就労支援事業補助金補助事業計画書

補助事業の目的			
補助事業の効果			
実 施	計 画 期 間	年 月 日 ~	年 月 日
	計画の概要		
計 画	補 助 対 象 経 費	項 目（品名、役務の内容等）	金 額
		人件費	円
		謝金	円
		旅費	円
		消耗品等購入費	円
		印刷費	円
		郵便・運搬費	円
		使用料・賃借料	円
			円
			円
		計	円

収支予算書

（単位：円）

収支区分	項目	金額	備考
収入	大阪府補助金	円	
	営業収益	円	
	計	円	
支出		円	消費税抜き
		円	消費税抜き
		円	消費税抜き
		円	消費税抜き
		円	消費税抜き
		円	消費税抜き
		円	消費税抜き
		円	消費税抜き
		円	消費税抜き
	消費税計	円	
	計	円	

要件確認申立書

大阪府知事 様

私（当団体）は、大阪府補助金交付規則（以下「規則」という。）第4条第2項第3号の規定に基づき、就職困難者に対する就労支援事業補助金にかかる交付申請を行うにあたり、下記の内容について申立てます。

記

※各項目を確認し、はい・いいえのどちらかを○で囲んでください。

申 立 事 項		
1	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する 暴力団 、同法第2条第6号に規定する 暴力団員 、大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する 暴力団密接関係者 である。 ※「暴力団密接関係者」については、次の2～6も確認してください。	はい・いいえ
2	自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、 暴力団 又は 暴力団員 を利用するなどしている。	はい・いいえ
3	暴力団 又は 暴力団員 に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に 暴力団 の維持、運営に協力し、若しくは関与している。	はい・いいえ
4	暴力団 又は 暴力団員 であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。	はい・いいえ
5	暴力団 又は 暴力団員 と社会的に非難されるべき関係を有している。	はい・いいえ
6	（事業者においては、）次に掲げる者のうちに暴力団員又は上記2～5のいずれかに該当する者がいる。 ・事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるか否かを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。） ・支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者 ・営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者 ・事実上事業者の経営に参加していると認められる者	はい・いいえ
7	法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者である。	はい・いいえ

8	公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者である。	はい・いいえ
9	規則第2条第2号イ～ハまでのいずれかの該当の有無等に関して調査が必要となった場合には、大阪府が求める必要な情報又は資料を遅滞なく提出するとともに、その調査に協力し、調査の結果、該当することが判明した場合には、規則第15条に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申し立てを行いません。	はい・いいえ
10	間接補助事業者に当該補助事業の全部又は一部を行わせる場合には、当該間接補助事業者が上記各号のいずれかに該当することとなった場合又はいずれかに該当していたことが判明した場合にその旨を直ちに届出ます。	はい・いいえ
11	暴力団等審査情報を、大阪府暴力団排除条例第26条に基づき、大阪府警察本部に提供することに同意する。	はい・いいえ

※「1」～「8」で「はい」に「○」を付けた場合及び「9」～「11」で「いいえ」に「○」を付けた場合は、補助金の支給を受けることはできません。

年 月 日

住所（所在地）_____

名称（団体名）_____

氏名（代表者）_____

暴力団等審査情報

大阪府補助金交付規則（以下「規則」という。）第4条第2項第3号の規定に基づき、就職困難者に対する就労支援事業補助金にかかる交付申請を行うにあたり、規則第2条第2号イに該当しないことを審査するため、本書面を提出するとともに、大阪府暴力団排除条例第26条に基づき、府警察本部へ提供することに同意します。なお、役員の変更があった場合は、直ちに本様式をもって報告します。

	氏名		生年月日				性別	住所（所在地）
	ｶﾀ (半角)	漢字	元号	年	月	日		
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

年 月 日

住所（所在地）

名称（団体名）

氏名（代表者）

様式第2号（第6条関係）

就職困難者に対する就労支援事業補助金補助事業変更承認申請書

年 月 日

大阪府知事 様

所在地
名称
代表者役職・氏名

年 月 日付け大阪府指令 第 号をもって交付決定の通知があった標記補助事業の計画（事業内容・経費配分）を下記のとおり変更したいので、大阪府補助金交付規則第6条第1項第1号（第2号）及び就職困難者に対する就労支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、承認を申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

様式第3号（第6条関係）

就職困難者に対する就労支援事業補助金補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

大阪府知事 様

所在地
名称
代表者役職・氏名

年 月 日付け大阪府指令 第 号をもって交付決定の通知があった標記補助事業を下記理由により中止（廃止）したいので、大阪府補助金交付規則第6条第1項第3号及び就職困難者に対する就労支援事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により、承認を申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止の期間

様式第4号（第6条関係）

就職困難者に対する就労支援事業補助金補助事業遅延等報告書

年 月 日

大阪府知事 様

所在地
名称
代表者役職・氏名

年 月 日付け大阪府指令 第 号をもって交付決定の通知があった標記補助事業の遅延等について、大阪府補助金交付規則第6条第1項第4号及び就職困難者に対する就労支援事業補助金交付要綱第6条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 補助事業に要した経費
- 3 遅延等の内容及び原因
- 4 遅延等に対する措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

（注）遅延等の理由を証明する書類を添付すること。

様式第 5 号（第 9 条関係）

就職困難者に対する就労支援事業補助金補助事業実施状況報告書（○月分）

年 月 日

大阪府知事 様

所在地
名称
代表者役職・氏名

年 月 日付け大阪府指令 第 号をもって交付決定の通知があつた標記補助事業の実施状況について、大阪府補助金交付規則第 10 条及び就職困難者に対する就労支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 実施場所

2 実施内容

実施内容	件数	備考
・ 求職情報の収集		
・ 職場実習先の確保		
・ 求人企業等の開拓		
・ 就職実現に向けたマッチング		
・ その他		

- (注) 1. 各月末までの補助事業実施状況を翌月 10 日までに提出すること。
2. 申請書の計画と比較して遅速のある場合はその理由を記載すること。

様式第6号（第10条関係）

就職困難者に対する就労支援事業補助金補助事業実績報告書

年 月 日

大阪府知事 様

所在地
名称
代表者役職・氏名

年 月 日付け大阪府指令 第 号をもって交付決定の通知があつた標記補助事業を 年 月 日付けで完了（廃止）しましたので、大阪府補助金交付規則第12条及び就職困難者に対する就労支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおりその実績を報告します。

記

補助事業の実績	
補助事業の経費の使用方法	
補助金の交付決定額	
精算額	
補助事業の完了年月日	
補助事業の効果	
その他必要と認める事項	

様式第6号別紙1 (第10条関係)

補助事業実績明細書

1 就職者に係る事項

・就職者 _____ 人 金 _____ 円

企業名(支店名)	職 種	入社日	就 職 者 名	市町村

2 就職後の定着支援

・定着支援 _____ 件 金 _____ 円

企業名(支店名)	職 種	入社日	就 職 者 名	市町村

3 求職情報の収集

_____ 件

4 職場実習先の確保

_____ 社

5 求人企業等の開拓

_____ 社

収支決算書

(単位：円)

収支区分	項目	金額	備考
収入	大阪府補助金	円	
	営業収益	円	
	計	円	
支出		円	消費税抜き
		円	消費税抜き
		円	消費税抜き
		円	消費税抜き
		円	消費税抜き
		円	消費税抜き
		円	消費税抜き
		円	消費税抜き
		円	消費税抜き
	消費税計	円	
	計	円	

様式第7号（第11条関係）

就職困難者に対する就労支援事業補助金交付請求書

年 月 日

大阪府知事 様

所在地
名称
代表者役職・氏名

年 月 日付け大阪府指令 第 号をもって交付決定の通知があった標記補助金について、就職困難者に対する就労支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

該当事項届出書

大阪府知事 様

私（当団体）は、大阪府補助金交付規則第2条第2号イ～ハに規定する次の各号のうち、第 号に該当する者となったので、本書面を届出ます。

- 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」をいう。）
- 2 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団員」をいう。）
- 3 暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。）
- 4 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
- 5 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

年 月 日

住所（所在地）
（団体名）
氏名（代表者）

様式第9号（第13条関係）

就職困難者に対する就労支援事業補助金取得財産処分承認申請書

年 月 日

大阪府知事 様

所在地
名称
代表者役職・氏名

年度、就職困難者に対する就労支援事業補助金により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、大阪府補助金交付規則第19条及び就職困難者に対する就労支援事業補助金交付要綱第13条第2項の規定により申請します。

記

- 1 取得財産の品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由